

2020年6月24日

ご家族様、関係者様 各位



【重要】新型コロナウイルス感染対応 面会制限の緩和について  
(別紙参照)

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃より当施設の運営にご理解を賜りまして感謝申し上げます。

さて、先般、愛媛県および松山市より、『社会福祉施設等における面会制限の緩和について』という表題で、通達がありました。

通達内容は、令和2年6月19日付で愛媛県として『感染警戒期』から『感染縮小期』に移行するにあたり、社会福祉施設等の面会制限を事業者の判断で緩和しても良いというものです。

当社としては、感染が縮小したとはいえ、第2波、第3波の恐れもあり、感染前にすべてを戻すことは困難と考えており、愛媛県の感染予防策の例示を参考として、面会に関しては当面、別紙の通りといたします。

ご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上

別紙) 2020年(令和2年)6月24日(水)より適用

愛媛県 『感染縮小期』における

### 【感染防止策をとったうえでの当社事業所での面会方法】

- ①面会を希望される場合は、あらかじめ施設へ日時の予約をお願いします。
- ②一度に面会できる人数は2名様までといたします。
- ③面会の際は、面会簿に氏名、連絡先等をご記入いただき、検温をお願いします。
- ④必ずマスクを着用し、手指のアルコール消毒をお願いします。
- ⑤面会時間は、1回に15分までとさせていただきます。
- ⑥面会は、各施設の指定する場所でお願いします。
- ⑦ご入居者様とは、飛沫感染防止のため、窓越し、またはアクリル板、ビニールカーテン等で仕切りをさせていただきます。  
直接対面する場合は、2m以上離れていただきます。
- ⑧身体接触はご遠慮いただきます。
- ⑨面会中の飲食はご遠慮いただきます。

なお、緊急やむを得ず入館される際には、①～⑤について徹底をお願いします。

- ①入館の際は必ず職員へ声掛けしてください。
- ②検温し、面会簿へ記入してください。
- ③備え付けの消毒用アルコールで手指を消毒してください。
- ④マスクを着用してください。
- ⑤その他職員の指示に従ってください。

なお、ご利用者様のご様子が心配な場合、ご用事がある場合などは、各事業所に電話にてお尋ねください。

株式会社メディックス  
介護事業本部